

第2回企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成19年12月7日(金) 15:30~17:30
- 2 場 所 経済産業省別館10階 1031会議室
- 3 出席者 美添部会長、佐々木委員、高木臨時委員、井出専門委員、清水専門委員、審議協力者(内閣府、総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府)、事務局(犬伏統計審査官、坂井副統計審査官、宮内統計利用専門官)、調査実施者(麦島土地情報課長、四日市企画官、石井専門調査官)
- 4 議 題 平成20年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

5 議事概要

- (1) 佐々木委員が部会長代理に指名された。その後、前回部会の宿題として、調査実施部局から「法人土地基本調査及び法人建物調査による資産額推計手法」について説明を受け、さらに、清水専門委員から「法人土地基本調査のSNA統計への利用可能性」について説明が行われた。
- (2) 続いて、前回に引き続き論点メモに沿って審議が進められた。
 - ア「Ⅱ 法人土地基本調査 1 調査事項・調査票」について
 - ・会社名称、住所等プレプリントデータはどの時点の名簿を使っているのか整理して次回説明してもらいたい。
 - ・本調査のみで土地施策に必要なすべての情報の把握は不可能であり、土地施策の関係で関係の統計調査がどのように対応しているのか、その体系を伺いたい。
 - イ「Ⅱ 法人土地基本調査 2 調査方法」について
 - ・他調査との結合の関係で企業コードの設計が重要になる。現在、企業の統一的なコード体系はできているのか。
 - ・オンラインシステムの使い易さについて、使用者から情報を集めるような努力は今後も続けることが必要である。オンライン調査の導入については前向きに評価できる。
 - ・行政記録に関して、課税台帳には企業コードの概念がないので、どの企業がどの土地を持っているのか把握が難しい。最近、企業が、不動産情報の整理を進める動きがあるため、企業側の調査に回答するコストは今後低下していくはずである。

以上を踏まえれば、課税台帳の利用は社会全体のコストを考えると効率的ではない。

- ・SNA等では、土地全体が課税台帳で捕捉されているため、よく使われている。一方、法人土地基本調査は、法人をベースにした調査であるから、現時点では課税台帳を使えないとしても、今後、その利用方法を模索することは重要である。
- ・課税台帳の利用に関しては、平成15年調査の予備調査の結果を踏まえ、今回の調査計画には行政情報の利用は提案されていないが、今後の課題として何らかの方法で部分的にでも利用する余地については、引き続き検討していただきたい。
- ・指定統計調査を今後も継続して国が管理する場合、守秘義務を認識して調査を続けるためには、担当職員を育てる必要がある。そのためには、調査の根幹に関わる部分である企画、設計、審査、母集団名簿の整備など、調査実施者が知識と経験を継承しなければならない部分はあくまでも調査実施者が担当し、この部分は内部で継承するというのが、今後も守られるべき姿勢と考える。
- ・法人に関する秘密が流出することは、統計そのものが信頼性を失い絶対に困る。そこは厳重に何らかの手段をとってもらいたい。

ウ「Ⅱ 法人土地基本調査 3 調査周期」について

- ・社会全体の負担を考えると、5年周期を3年にすると、大規模調査であるので負担が大きい。

また、必要な情報が取れているかに関しては、部分的には3年周期が望ましいとの検討結果であるが、毎年調査を行っている「企業の土地取得状況等に関する調査」で把握できる情報があり、その調査の存在を前提とすれば法人土地基本調査のような大規模調査は現行の5年周期で十分ではないか。
- ・重要な調査ではあるが、記入には手間隙がかかるし大変である。2～3年周期で実施するのは現実的ではない。
- ・「企業の土地取得状況等に関する調査」で、法人土地基本調査のどのような情報が補完できないのかを確認させてもらえば、5年で十分だと思う。重要な事項が漏れてしまうのなら、検討が必要ではないか。

エ「Ⅱ 法人土地基本調査 4 集計事項」について

- ・特に意見はなかったが、次回、再度確認することとした。

オ「Ⅲ 法人建物調査 1 調査事項・調査票」及び「2 集計事項」について

- ・建物調査票の調査事項の「建物の利用状況」のところで、建物を利用していないとする選択肢がないので、建物が未利用（空き家）の状態を把握できないが、それを把握する必要はないのか。
- ・固定資産税では、複合用途の施設として鉄軌道用地とは別に「駅ナカ」が評価されるように変更される。本調査の記入対象としても、「駅ナカ」で対象となるも

のはそれほどの件数はないので、「駅ナカ」を把握する必要があるかどうか、調査実施者で検討してもらいたい。

- (3) 次回部会は、12月21日(金)13:30から開催することとし、本日課題となった事項についての審議を行うとともに、答申案についての審議を行うこととなった。